

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成24年5月17日

京都府立与謝の海病院長 関本 達之

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び予定数量

ア 名称 体外衝撃波結石破碎装置賃借業務

イ 予定数量 入札説明書及び仕様書のとおり。

(2) 業務の内容及び賃借物の種類

入札説明書及び仕様書のとおり。

(3) 期間

平成24年6月1日から平成25年5月31日まで

(4) 納入場所

京都府立与謝の海病院内の体外衝撃波結石破碎装置室

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒629-2261 与謝郡与謝野町字男山481番地

京都府立与謝の海病院事務部会計課

電話番号(0772)46-3371 内線6322

(2) 入札説明書の交付期間

平成24年5月17日(木)から平成24年5月23日(水)まで

ただし、日曜日、土曜日を除く。交付時間は午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)とする。

3 入札に参加できない者

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 次のア及びイに掲げるいずれにも該当していない者であること。

ア 府税、消費税及び地方消費税を滞納している者

イ 5で定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)

又は一般競争入札参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)に故意に虚偽の事実を記載した者

(2) 5の(1)で定める確認申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(3) 薬事法(昭和35年法律第145号)に基づく高度管理医療機器の賃借業の許可を得ている者。

(4) 本件と同等品の賃借について、当院と同等規模の病院において取引実績があること又は安定的に業務履行が可能なことを証明した者であること。

5 入札参加資格者の確認手続き

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び確認資料を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

平成24年5月17日(木)から平成24年5月23日(水)まで  
ただし、日曜日、土曜日を除く。提出時間は午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(2) 提出場所

2の(1)に同じとする。

(3) 提出方法

持参による。

(4) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、京都府における物品の製造の請負及び物品の買入に係る競争入札参加者の資格を得ている者は当該資格審査結果通知書の写しを提出することにより、(ア)から(オ)に掲げる資料の添付を省略することができる。

(ア) 法人にあっては商業登記簿謄本及び定款の写し、個人にあってはその者の成年被後見人及び被補佐人でないことの証明書並びに破産者で復権を得ない者でないことの証明書

(イ) 府税納税義務者にあっては府税納税証明書

(ウ) 消費税及び地方消費税納税証明書

(エ) 法人にあっては審査基準日の直前2営業年度に係る財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書)、個人にあっては審査基準日の直前の事業年度に係る所得税の確定申告書の写し

(オ) 営業経歴書

(カ) 薬事法に基づく高度医療機器の賃借業に必要な許可の写し

(キ) 権限を営業所長等に委任する場合にはその委任状

(ク) 4の(4)についての証明書

(5) その他

確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 資格確認結果の通知

入札参加資格の確認については、申請書を提出した者に文書で通知する。

7 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、6による資格審査の結果を通知した日から平成25年5月31日までとする。

入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時 平成24年5月29日(火) 午後3時

イ 場所 京都府与謝郡与謝野町字男山481

京都府立与謝の海病院 地域医療センター(本館3階北側)

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送、電送等による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、患者一人一連の治療に対する賃借単価に予定数量を乗じた額の合計額とし、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 確認申請書若しくは確認資料を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

8 入札保証金

免除する。

9 契約保証金

免除する。

10 その他

(1) この入札の実施については、1から9までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。